

議案第 11 号

令和 8 年度伊賀市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度伊賀市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処理区域内戸数	11,100 戸
(2)	年間総排水量	3,540,000 m <sup>3</sup>
(3)	一日平均排水量	9,699 m <sup>3</sup>
(4)	主要な建設改良事業	
	管路整備費	380,750 千円
	処理場整備費	266,264 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第 1 款	下水道事業収益	2,559,523 千円
第 1 項	営業収益	932,703 千円
第 2 項	営業外収益	1,626,820 千円
		支 出
第 1 款	下水道事業費用	2,559,331 千円
第 1 項	営業費用	2,353,345 千円
第 2 項	営業外費用	184,476 千円
第 3 項	特別損失	1,310 千円
第 9 項	予備費	20,200 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 617,054 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1, 131, 968千円
第1項 国庫補助金	245, 200千円
第3項 負担金等	6, 300千円
第4項 他会計補助金	555, 911千円
第5項 企業債	286, 700千円
第8項 基金取崩収入	37, 857千円

支 出

第1款 資本的支出	1, 749, 022千円
第1項 建設改良費	678, 199千円
第2項 企業債償還金	1, 025, 823千円
第9項 予備費	45, 000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 286,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び特定資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、債権者との協定によるものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	286,700			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、600, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 128,139千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、389,260千円である。

令和8年2月26日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚